

白山市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成27年3月2日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

- 1 監査の期日 平成27年2月27日（金）
- 2 監査の場所 本庁7階 702会議室
- 3 監査の対象 長寿介護課（含、高齢者支援センター）、学校教育課（含、教育センター）、生涯学習課（含、こども相談室）及び農業委員会事務局の所管に係る平成26年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務執行。
- 4 監査の方法 財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
- 5 監査の結果 監査対象課の財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められた。